

日本語学習支援員設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「日本語学習支援事業」を実施するにあたり、学校教育課に石垣市立小中学校に派遣する日本語学習支援員(以下「支援員」という。)を置くことについて、石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年石垣市条例第33号)、石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年石垣市規則第6号)及び石垣市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年石垣市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 支援員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(任用)

第3条 支援員は、支援対象となる児童生徒及び保護者と英語等を通してコミュニケーションがとれ、日本語学習及び学校生活への適応支援のための十分な能力を有する者のうちから、教育委員会が任用する。

(派遣方法)

第4条 校長は、日本語学習支援員派遣申請書(様式第1号)を教育委員会学校教育課へ提出する。学校教育課は、日本語学習支援員派遣申請書を精査した後、派遣を決定して学校長へ通知する。

(職務)

第5条 支援員は、教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒への日本語学習支援
- (2) 日本語指導が必要な児童生徒へ学校生活サポート
- (3) 日本語教材作成の補助
- (4) 日本語指導計画作成の補助
- (5) 小・中学校における国際理解教育の補助
- (6) その他所属長又は校長が必要と認める業務

2 支援員は、所属長の指示により次に掲げる書類を学校教育課へ提出するものとする。

- (1) 日本語学習支援員業務日誌(様式第2号)
- (2) 日本語学習支援員取組報告書(様式第3号)
- (3) その他必要に応じて所属長が指示する書類

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。